

2024. 5. 25 改訂

2026. 2. 20 改訂

一般社団法人 工学院大学校友会選挙管理委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人工学院大学校友会（以下「校友会」という）の代議員の選出、理事、監事の選任及び会長・副会長の選定にかかわる選挙管理委員会（以下「委員会」という）の運営に必要な事項について定める。

(選挙管理委員の任命と任期)

第2条 選挙管理委員会委員（以下「選管委員」という）は、会員の中から会長が推薦し、理事会の承認の上、任命する。

2 選管委員の任期は前期の委員の任期が終了する翌日（4月1日）から2年後の3月31日迄とし、再任を妨げない。

3 選管委員は、6名とし、事務局職員を加えることができる。

4 欠員が出た場合は、すみやかに会長が正会員の中から任命する。任期は前任者の任期満了までとする。

(選管委員の権利の制限)

第3条 選管委員が代議員に立候補する場合は、選管委員を辞任する。選管委員は、任期中の被選挙権を有しないと共に、立候補者の推薦人となることはできない。

(選挙管理委員長)

第4条 委員会に、選挙管理委員長（以下「選管委員長」という）を置く。

2 選管委員長の選任は、選管委員の互選による。

3 選管委員長は、選挙管理業務を統括する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、選管委員長が必要と判断したとき及び選管委員、または理事会の請求があった時に開催する。

(職務)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 1 選挙の期日、場所、方法の決定及び公示
- 2 立候補の受付及び候補者資格の確認
- 3 選挙人名簿の作成及び管理
- 4 投票及び開票の管理
- 5 選挙結果の確認及び報告
- 6 選挙に関する異議申立ての審査
- 7 その他、選挙の公正な執行に必要な事項

(選管委員の報酬)

第7条 選管委員は無報酬とする。ただし、選管委員がその職務を行うために要した費用を支給することができる。

(委員会の事務処理)

第8条 委員会の事務処理は、校友会事務局がこれを行う。

(公告等の方法)

第9条 委員会が行う選挙に関する公告は、校友会ホームページに掲載する方法で行う。

(機密保持)

第10条 選管委員及び委員会事務に従事する者は、職務上知り得た投票内容、その他選挙に関する情報を選管委員長の許可なく外部へ漏らしてはならない。

2 機密保持義務に違反した場合は、理事会は当該委員の解任その他必要な措置をとることができる。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(附 則)

1. この規則は、法人法に基づき一般社団法人の登記日(平成25年4月1日)から施行する。
2. 平成26年6月20日一部改訂
3. 平成30年5月18日一部改訂 平成30年度に改選となる委員の任期期間は、平成30年7月1日より平成34年3月末日までとし、それ以降は第2条第2項の改訂通りとする。
4. 令和4年2月18日一部改訂第12条第2項。
5. 令和6年5月25日一部改訂
6. 令和8年2月20日 第2条任期改訂、第6条、第10条追加